

様式第2号（第6条関係）

05静経商産第383号

令和5年4月1日

特定非営利活動法人 静岡情報産業協会
理事長 久保田 光二 様

静岡市長 田辺 信宏
(経済局商工部産業政策課)



産業情報化推進活動事業費補助金交付決定通知書

令和5年4月1日付で交付申請のあった産業情報化推進活動事業費補助金については、静岡市産業情報化推進活動事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 交付決定額 4,050,000円

2 交付の時期 事業終了後

3 交付の条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。ただし、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する書類を整え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。